

専決処分について（立川市国民健康保険条例の一部を改正する条例）

上記の議案を提出する。

令和 2 年 6 月 8 日

提出者 立川市長 清 水 庄 平

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 3 項の規定並びに国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 58 条第 2 項及び第 81 条の規定による。

専決処分書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、次を別紙のとおり専決処分する。

立川市国民健康保険条例の一部を改正する条例

令和 2 年 4 月 9 日

立川市長 清 水 庄 平

立川市国民健康保険条例の一部を改正する条例

立川市国民健康保険条例（平成20年立川市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
第7条 ……略…… <u>（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）</u> 第7条の2 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払いを受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。</u>）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、<u>傷病手当金を支給する。</u> 2 傷病手当金の額は、1日につき、<u>傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額（その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等</u>	第7条 ……略……

級の標準報酬月額30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。

3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整)

第7条の3 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、前条第2項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

第7条の4 前条に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において、その受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同条ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

2 前項の規定により支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

(保険料率)

第22条 保険料率は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 基礎賦課額の所得割 100分の6.58
- (2) 基礎賦課額の被保険者均等割 32,100円

(保険料率)

第22条 保険料率は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 基礎賦課額の所得割 100分の6.75
- (2) 基礎賦課額の被保険者均等割 33,000円

- (3) 後期高齢者支援金等賦課額の所得割 100分の2.24
- (4) 後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割 11,700円
- (5) 介護納付金賦課額の所得割 100分の1.69
- (6) ……略……

(保険料の減額)

第23条 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所

- (3) 後期高齢者支援金等賦課額の所得割 100分の2.34
- (4) 後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割 12,000円
- (5) 介護納付金賦課額の所得割 100分の1.70
- (6) ……略……

(保険料の減額)

第23条 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定

得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。）の算定についても同様とする。以下同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額が、次の各号に掲げる場合における当該納付義務者に対して課する保険料の額は、第11条に規定する基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第12条の2第1項に規定する基礎賦課額と第14条に規定する基礎賦課額との合計額をいう。次条及び第28条において同じ。）、後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第16条の2に規定する後期高齢者支援金等賦課額と第18条に規定する後期高齢者支援金等賦課額との合計額をいう。次条及び第28条において同じ。）及び介護納付金賦課額から当該各号に定める額を減額して得た額とし、当該減額して得た額が次条に規定する額を超えるときは、当該額とする。

(1) 地方税法第314条の2第2項に規定する金額を超えない世帯

ア 基礎賦課額の被保険者均等割額 被保険者1人につき、22,470

円

イ 後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額 被保険者1人につき、8,190円

ウ

……略……

(2) 地方税法第314条の2第2項に規定する金額に被保険者1人について

する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。）の算定についても同様とする。以下同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額が、次の各号に掲げる場合における当該納付義務者に対して課する保険料の額は、第11条に規定する基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第12条の2第1項に規定する基礎賦課額と第14条に規定する基礎賦課額との合計額をいう。次条及び第28条において同じ。）、後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第16条の2に規定する後期高齢者支援金等賦課額と第18条に規定する後期高齢者支援金等賦課額との合計額をいう。次条及び第28条において同じ。）及び介護納付金賦課額から当該各号に定める額を減額して得た額とし、当該減額して得た額が次条に規定する額を超えるときは、当該額とする。

(1) 地方税法第314条の2第2項に規定する金額を超えない世帯

ア 基礎賦課額の被保険者均等割額 被保険者1人につき、23,100

円

イ 後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額 被保険者1人につき、8,400円

ウ

……略……

(2) 地方税法第314条の2第2項に規定する金額に被保険者1人について

て285,000円を加えた金額を超えない前号に掲げる以外の世帯

ア 基礎賦課額の被保険者均等割額 被保険者1人につき、16,050円

イ 後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額 被保険者1人につき、5,850円

ウ ……略……

(3) 地方税法第314条の2第2項に規定する金額に被保険者1人について520,000円を加えた金額を超えない前2号に掲げる以外の世帯

ア 基礎賦課額の被保険者均等割額 被保険者1人につき、6,420円

イ 後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額 被保険者1人につき、2,340円

ウ ……略……

(賦課限度額)

第24条 第12条の2第1項又は第14条に規定する基礎賦課額にあつては610,000円を、第16条の2又は第18条に規定する後期高齢者支援金等賦課額にあつては190,000円を、第20条の2に規定する介護納付金賦課額にあつては160,000円を超えることができない。

附 則

6 ……略……

7 第7条の2、第7条の3及び第7条の4の規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用する。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正規定は、当該各号に定める日から適用する。

(1) 附則第7項の改正規定 令和2年1月1日

(2) 第22条、第23条及び第24条の改正規定 令和2年4月1日

て285,000円を加えた金額を超えない前号に掲げる以外の世帯

ア 基礎賦課額の被保険者均等割額 被保険者1人につき、16,500円

イ 後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額 被保険者1人につき、6,000円

ウ ……略……

(3) 地方税法第314条の2第2項に規定する金額に被保険者1人について520,000円を加えた金額を超えない前2号に掲げる以外の世帯

ア 基礎賦課額の被保険者均等割額 被保険者1人につき、6,600円

イ 後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額 被保険者1人につき、2,400円

ウ ……略……

(賦課限度額)

第24条 第12条の2第1項又は第14条に規定する基礎賦課額にあつては630,000円を、第16条の2又は第18条に規定する後期高齢者支援金等賦課額にあつては190,000円を、第20条の2に規定する介護納付金賦課額にあつては170,000円を超えることができない。

附 則

6 ……略……

- 2 この条例による改正後の立川市国民健康保険条例第22条、第23条及び第24条の規定は、令和2年度分の保険料から適用し、平成31年度分までの保険料については、なお従前の例による。